

写

豊監公表第3号

平成27年度から平成30年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市教育長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

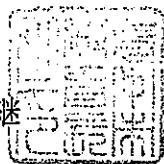
令和2年（2020年）2月3日

豊中市監査委員	酒本毅
同	相間佐基子
同	白岩正三
同	中野宏基

豊教総第1607-4号  
令和2年(2020年)1月15日

豊中市監査委員様

豊中市教育長 岩元 義継



### 地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 平成30年11月27日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
公民館・共通事項	◆市立コミュニティプラザの施設管理について 「市立コミュニティプラザ施設管理業務委託契約」における仕様書に定めている業務組織表、人員配置計画表及び現場従事者の名簿の提出がされていなかった。備品貸与一覧及び備品貸与受領確認書がなかった。また、清掃業務要領に定めている業務の内容について実施後の報告様式が定められていないため報告確認がされていなかった。	各受託者に対し業務組織表、人員配置計画表、現場従事者の名簿の提出を求め、平成31年4月に受領しました。貸与備品については、市の備品台帳に基づき、受託者とともに現物の確認作業を行い、備品貸与一覧を作成するとともに、備品貸与受領確認書を平成31年4月に受領しました。また、清掃業務に関する報告書の様式を作成し、平成31年4月から新様式で報告確認を行っています。今後は、契約及び仕様内容に沿った事務処理を徹底します。

中央公民館	<p>◆公民館使用料の減免について 公民館条例施行規則第8条において、「使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申込書を館長に提出しなければならない。」とあるところ、当該申込書が提出されないまま減免が決定されていた。</p>	<p>共催事業である登録グループ体験講習会については、グループからの会場使用申込に代え、公民館の名義で会場使用を登録するとともに、漏れがあった事案については使用料減免申込書の添付を徹底しました。今後は添付書類の漏れがないよう努めます。</p>
公民館・共通事項	<p>◆各公民館における行政文書の管理について 起案文書、調定決議書などの財務会計上の文書、公民館やコミュニティプラザの申込書及び減免申請書、清掃や設備管理などの受託業者からの報告書、公民館事業評価シートなど多くの文書について、不適切な保存年限の簿冊に綴じられている、未登録の簿冊に綴じられている、供覧若しくは決裁がなされていない、各担当で保管されているなど、適切な簿冊管理がなされていないものが見受けられた。</p>	<p>共通事務の文書管理について4公民館で備えるべき簿冊と保存年限の統一を図り、供覧若しくは決裁が未完了なものについては完了させ、該当簿冊に綴じ込むなど適切な管理となるよう整理し、職員に徹底しました。また、公文書の作成・管理に関する職場自主研修を4公民館合同で行うこととしました。今後は適切な文書・簿冊管理を行うよう徹底します。</p>
こども事業課 (現:学び育ち支援課)	<p>◆放課後こどもクラブの専用区画面積について 豊中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、放課後こどもクラブの専用区画面積は、児童1人当たりおおむね0.9平方メートル以上とされているところ、平成30年(2018年)10月1日現在、新田小学校では0.86平方メートル、桜井谷東小学校では0.89平方メートルであった。</p>	<p>令和元年9月1日現在の両校の1人あたりの専用区画面積は新田小学校が1.1m<sup>2</sup>、桜井谷東小学校が1.0m<sup>2</sup>で、全校で基準を満たしています。児童受入にあたっては、基準を満たすために必要なクラブ室を確保してまいります。</p>

豊教総第1607-5号  
令和2年(2020年)1月15日

豊中市監査委員様

豊中市教育長 岩元 義継



### 地方自治法第199条第12項の規定に基づく措置の通知について

平成30年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 平成30年11月27日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
公民館・共通事項	◆市立コミュニティプラザの管理委託料について コミュニティプラザの管理については、一定の金額を支払い、地域団体にゆだねているが、その金額は予算内訳でしかわからない。明確化、透明化の観点から、内規、要綱等で定めるなど検討されたい。	市立コミュニティプラザの管理委託料の積算に関する事務要領を作成し、令和2年度から運用を開始すべく、コミュニティプラザ運営委員会に事務要領を配付しました。